

ないよう、名主から申し付けてほしい、(三) 伝馬役はそれぞれ持高分だけを勤め、他人(持高百姓)の分までは勤めない、等を申し出た(卯二月廿三日牧之丞より父あて、「急書取ヲ以申上候……」前記高橋基家文書)。隣村上白根村名主牧之丞のみるところでは、困窮の小前へ「腰押」しをしているのは、弥五郎・弥三郎兄弟で、不動社寄り合いの砌(みぎ)、両人は、「村内米所持の者から米を去年暮の相場(一兩に白米一斗一升六合老勺)で買い請けるよう要求する。買い取る金子がない困窮者の分は弥三郎らで引き請け、それを皆に銭百文に付白米一合三勺で分売しよう」と述べた。分売の値は一兩〃銭七貫文換えとして、一兩に白米九升一合となる。すなわち、弥三郎らは、その差額白米二升五合一勺を儲けようとする魂胆なので、困窮人へは、物持ちが、施しなどと称して米などをくれようとしても、もらってはいけないといっているのだとみる。この名主の理解の真偽はともかくとして、物価騰貴を機に、村内の複雑な対立が表面化してきたことがわかる。このような村内対立の激化、農民の生活困窮は、幕府取締りの弛緩(しはん)とあいまって、一方では盗難・押し込みの頻発をも生んだ。こうした治安の乱れは、以後明治二、三年のころまで続いた。

寺山村

明治二年(一八六九)五月、寺山村小前一同は、神奈川県裁判所に対し、村方旧菅谷平八郎知行所名主権蔵を「不実謀叛之企人」と訴え出た(明治二年五月「乍恐以書付訴訟申上候」前記高橋家文書)。それによれば、権蔵は、不正の年貢、御用金割をして横領し、加えて明治元年七月「廻村合力人」二人を盗賊とみなして突き殺し、白根・上猿山三か村境に埋めたという罪業をもあげている。この二人は、「徳川様家来王臣之家臣」(または「上州高崎城主家来式拾老歳津田寅之助」松平伊豆守家来年拾七歳房之助)で、男女子供含め九人ばかりで、近在の村々を回り、合力していた。これは、近在の百姓なら皆知っていることだったという。しかし、権蔵は、元年七月十一日夕刻「大音声ヲ懸ケ」、「権蔵貝吹忠兵衛悴鐘ヲならし」て突き殺し、また「右式人のもの生かへり候処、又候突き殺し」た。武士が零落して合力となって村々を回り歩き、それを名主らが盗人とみなして突き殺すなど、平時ならば考えられないことである。

勝田村

強盗もしきりに出沒し、また、野荒しも横行した。これは、とくに都筑郡に限らず、相武一帯にみられた現象である。村々は、種々の自衛手段をとったが、次の都筑郡勝田村の場合は、やや特異な例に属する。

明治二年（一八六九）十一月、勝田村では、「当節は此所彼所にて耕作諸品取込置候もの迄盜取候もの数多これ有」という状況に手を焼き、村方小前一同を集めて、次のように「議定」した（明治二年十一月十四日「村方取究議定一札 御支配所武蔵国都筑郡勝田村」横浜市港北区 関恒三郎家文書）。すなわち、野荒しの犯人を「村内嚴重穿鑿」したが判明しない。よって、今後村内で諸品が紛失したら、直様急触して「男女老若共役所江呼寄」せ、「神仏江一同にて信心いたし紀州熊野山鳥御府亦は三田有間様水天狗御札」などを銘々飲ませ、苦しむなどの兆をあらわして「盜取候もの相知れ候ハ、直様御支配所御裁判所」に届け出る。その節どのような「御咎メ」をうけても、当人はもちろん家内中恨がましいことを言い立ててはならない、というのである。この議定書には、村内すべての小前とその女房が連署印形を押ししている。このような方法がどれだけ有効だったかは疑問だが、野荒しの犯人が村内の者であることを前提とし、共同体の心的な紐帯ちゆうたいをよりどころにして野荒し防止を図っている。

この村は、明治五年の物産—米二五〇石、麦一一二石、雑穀（粟・稗・ソバ）一四一石、ほかに菜種一五石、大豆二〇石等を産する三七戸の純農村で、養蚕は行っていない、きわめて自給性の強い村である（明治六年五月「村方明細書上帳 都筑郡勝田村」横浜市旭区 桜井栄一郎家文書）。

上白根村

上白根村の場合は、一般的な方式での取締りを定めている（明治三年八月八日 取締議定一札 上白根村」前記高橋家文書）。

同村では明治三年（一八七〇）八月八日、「田畑山林諸作物紛失流行、一同悉く難渋少なからざる」ため、次のような村議定を行った。すなわち、(一) 養蚕季節中、他から買入れた訳でもないのに、「何方より取出売桑」をする者があるが、以来「何

村誰か買、何方江売渡」したかが不明な取引きをする者は「急度取調」べる。(二) 今後、他人の田畑山林に断りなく入り込入だ者、または諸作物枝木等を取荒した者を見かけたら隣家の者であっても遠慮なく差し押さえ、「御取締御出役様」へ差し出す。(三) 炭焼渡世でないのに炭を売り、薪山買入れもせず薪枝を売る者は、その品の出所を糺し、出所不明ならば「盗物に付差押へ」御出役様へ差し出し吟味してもらう。右等のために要した費用は、軒別四分、高割六分の割合で村中で出金する。また盗人を見つけ差し押さえた者は褒美として、右の出金を免除する。この議定は、戸主のみの連印である。ここで特徴的なのは、勝田村の野荒しは、その日の食料に窮しての犯行が主とみられるのに対して、上白根村の場合は、盗品売却による貨幣の獲得が野荒しの目的である。農民の生活に貨幣が不可欠なものになっていることを示すものであろう。とくに売桑は、養蚕の盛行と桑不足がその背景にある。これは、養蚕地帯に固有な現象といわねばならない。このことを念頭に置き、さきの橘樹郡諸村とは異なり養蚕業を主な現金収入源とする都筑郡のいくつかの村の農業形態を検討する(表一、二)。

岡上村と片平村

岡上村と片平村とはほぼ同一規模の村だが、水田の比重が異なり、岡上村では米の商品化は少なく、年によって計算したもので、村民全体が、半ばは米、半ばは麦または雑穀を混食していることが前提になっている。「他所移出」高はこれによる推計値で、実際に六七石余の米を購入したわけではなく、主食を麦・雑穀のみに頼れば購入は避けられる。岡上村での主要な商品は、米よりもむしろ甘柿・繭・生糸である。濁酒は、造り石高一〇石の免許を得た一戸が酒造して近村へ売捌いているにすぎない。甘柿は、竹籠に入れ(籠四つで一駄)、東京または神奈川宿へ売捌かれる。この辺り一帯の特産物である繭は、すべてがそのまま他へ売却されるわけではない。明治四年(一八七二)では繭一二五貫、此生糸二五貫と記され、繭一貫から生糸二〇〇目を生産するとして繭産額から生糸産額を計算している。これによれば、同村で産する繭は、農家でそのまま手

表1-12 都筑郡岡上村・片平村の農産物商品化（明治4年—6年）

品目	岡上村			片平村	
	明治4年	明治5年	明治6年	明治4年	明治5年
米 産額	石 190.0	石 190.0	石 114.0	石 327.6(470.5)	石 316.8
貢納	54.5	57.7	57.7	96.3	133.0
自用費消	178.0	178.0	178.0	141.1	141.1
他所移出	14.0(7.3%)	8.8(4.6%)	(-67.2%)	90.1(27.5%)	42.7(13.4%)
大麦 自用費消	250.0		[100.0]	199.0	190.0
小麦 "	40.0			75.0	80.0
他所移出	30.0(42.8%)	27.0(40.2%)	27.0	0.0	0.0
大豆 自用費消	35.0			25.0[35.2]	30.0
他所移出	35.0(50%)	25.0(5.7%)	18.0(33.9%)	0.0	0.0
粟 自用費消	90.0		[90.0]	60.5[66.1]	80.0
稗 "	5.0		[20.0]	70.9	60.0
ソバ "	7.0			17.3	17.0
小豆 "	1.5			—	2.0
繭 他所移出	125貫	500貫	600貫	25貫650	16貫500 [49貫500]
生糸	25貫	20貫	24貫	8貫145	3貫 [9貫]
甘柿 他所移出	100駄	—	600駄	50駄	—
濁酒	6石2	10石0	15石0	—	—
炭(土釜炭)	—			8,832貫	5,600貫 [11,200貫]

- 注 1 岡上村 梶景三家文書、片平村 安藤資次家文書、なお同村明治5年は「数目調書」。
 2 岡上村 貢納明治5,6年には「村役人給米・戸中諸費その他」を含む。
 3 () 内数字は商品化率を示す。但し岡上村小麦・大豆明治5,6年分は、産額が明治4年と同額として推計。
 4 岡上村 明治6年〔 〕内数字は明治7年の数字をあてた。
 5 片平村 「農産表」は過少な数字が掲記されているので個票により訂正した。〔 〕内数字も同様。
 6 なお、明治5年正月20日「辛未歳出品取調書上帖 武蔵国都筑郡片平邑」の表紙には、「右帖面之義者我等下相談之上取調書上但シ米ハ反ニ三俵式斗積其外雑穀之義者有目通糸繭三分一炭五分柿四分通書出ス。後年之ため朱書ニ而記置もの也」との朱注があり、「物産表」提出の際、過少申告がなされたことを示している。実際に計算してみると、表掲値では、農家別集計値の糸は2分の1、繭は約6分、炭5分、柿4分である(表1-13は農家別集計値に訂正した)。しかし、農家別の糸・繭産額自体にも過少記載が考えられる。

挽き糸に製せられ販売されていた。しかし、明治五、六年には、さらに多くの収繭があり、四〇〇貫程度は繭で売却されている計算になる。いずれにせよ、この村では、製糸は、まだ農家の副業として、手挽きによって営まれていた。片平村は、水田勝ちの村だが、繭・生糸の生産もあり、また甘柿・炭も産出している。一戸当たりの繭・生糸生産量は岡上村ほど多くはな

表1-13 片平村米収量別農家の商品化傾向（明治4年）

米収量	計	1貫目以下					1貫目以上		1戸当たり	
		繭糸0	繭糸0	繭糸0	繭糸0	繭糸0	甘柿	炭	甘柿	炭
0	戸3	戸0	戸2	戸1	戸0	戸0	駄4.0	俵0	駄1.3	俵0
20俵以下 (2反8畝以下)	28	9(0)	10(0)	6(5)	2(1)	1(0)	35	716 (448)	1.2	25.0 (9.5)
20俵以上 (5反7畝以上)	19	1(0)	6(5)	5(2)	2(2)	5(4)	14.5	2,660 (560)	0.7	140 (110.5)
50俵以上 (1町4反以上)	5	0	1(0)	4(4)	0	0	7	840	1.4	168
計	戸55	戸10(0)	戸19(5)	戸16(11)	戸4(3)	戸6(4)	60.5	4,216 (1,008)	1.1	76.6 (58.3)

- 注 1 「辛未歳産出品書上帳」(安藤資次家文書)より作成。
 2 仮りに繭1貫目より糸200匁を製するとして分類した。
 3 炭()内数字は買入れ俵数, なお1俵2貫目入り。また1戸当たり炭俵数()内数字は買入れ俵を除いた自家生産俵数。
 4 繭・糸農家戸数()内数字は, うち、明治6年3月「生糸製造人名前書上」に名前のある家数。

いが、この表の原資料、各農家別物産書上帳をみると各農家とも、繭生産額は、繭のまま販売した分のみの額で、自家でそのまま糸にした分は載せていない。したがってこの村では総額六七貫弱の養蚕がなされていることになる。

片平村は、前述のように水田を基幹とする農業が営まれているが、全農家五五戸を米の収穫高別(反収一石四斗として換算すれば、そのまま水田耕作面積の広狭別を表示する)に区分すれば、水田を全く耕作しない零細農家三戸、自給できるほどの水田を耕作していない下層農家二八戸、ほぼ自家用の米を賄いうる中層農家一九戸、米の恒常的な販売が可能な上層農家五戸に分かれる(表一・一三)。甘柿は、主に庭先き、宅地内の柿の木から採取販売するもので、零細な農家でも、販売量は大きな差はない。これに反し、製炭は、雑木山の所持を前提とし、その所持の大小は、一般に水田の所持の大小と相関する。販売する炭のなかには、中・下層農の一部が他から買入れ再販する炭も含まれている。この買入れ炭を除いて一戸当たり製炭量をみれば、上層農は、平均の三倍近い量であるのに対し、中層農は平均の二倍、下層農は平均の六分の一と、明白な階層差があらわれている(買入れ炭を入れてもこの階層差は変

わらない)。

これに対し、養蚕・製糸は、主に中層農によって担われているのが特徴的である。この村では、養蚕・製糸は、多かれ少なかれ、ほとんどの農家(五五戸中四五戸、八二割)が営んでいる。そしてその内、養蚕のみで製糸を行っていない農家は、一〇戸にすぎない。多くは「繭自分飼あげ嶋田系ニ製候者」である(明治六年三月「生糸製造人名前書上」川崎市多摩区安藤資次家文書)。これら農家のうち、生糸にして六〇〇目以上を製する、村で最も養蚕・製糸規模の大きい一〇戸は、すべて中層農および下層農に属する。ここで、養蚕・製糸発展の担い手となっているのは、中・下層農なのである。

上層農は、ゆとりある水田経営を主体にし、持山での製炭を行い、旧来から引き続いて安定した経営のなかで、養蚕・製糸をも大きな損失を招くことがない程度に小規模に行っている。これに反して、中・下層農の一部は、水田・製炭の面での発展が制約されている条件下で、新たに有望な現金収入源として養蚕・製糸に自己の経営の発展を賭けている。しかし、商品生産の急速な発展の道が開けたと同時に、価格の変動・気候・疾病発生等による経営破綻の可能性も絶えず存在している。養蚕の主な担い手が、このような中・下層農である故に、さきに見た上白根村の事例のごとく、急激な養蚕規模の拡大、気候不順による桑の成育不良などが、たちまち桑不足を招き、買桑やそれをめぐる野荒しの発生を生むことになるのであろう。中・下層農による養蚕・製糸は、このような不安定性をもつために、製糸三〇〇目以上の製糸をいとなみながら(表一・一三)生糸製造人名前書上にもれたり、あるいは八王子製糸改会社へ加入していないなどの経営も存在している(これに反し、同じ製糸規模の上層農はすべて把握されている)。

下川井村の戸長を勤めた豪農桜井光興は、一八七七年蚕種会議所に対し「養蚕増益并蚕種性劣恢復之論」(『資料編』17近代・現代)の三 前記桜井栄一郎家感)を提議したが、なかで、「近年は蚕業多くして桑高値なり、人々桑より多く養蚕を致し、高価の

桑を買って養う故至て利益なし、亦甚はなはだし敷に至りては桑を買得の力尽て五三日の近きに及び、悉皆蚕を投捨する者あり、夫は倍置さておき繭の收穫は多しと雖とも、品粗悪にして絲の量目少なし」とのべている現状は、右の片平村でのような、資力に乏しい中・下層農による養蚕製糸の拡大によって生じたものにほかならない。

注

- (1) 明治二年六月「御廻米津出場其外書上帳淺井政之丞上知、松波倭三郎上知、国領正太郎上知、武州橘樹郡末長村」によれば、貢米は、二子村川岸まで三四町を陸路で運ばれ、そこで船積みされ、多摩川から海上一六里を船で東京まで運ばれた。
- (2) 同文の文書は、横浜市旭区白根町 高橋基家文書（神奈川県立文化資料館蔵）のなかにもある。

第三節 内陸部四郡

一 維新期の政情

武州騒動

慶応二年（一八六六）五月二十三日、東海道宿駅での打ちこわし勃発の報はたちまち内陸部へも広がった。甲州街道の宿駅多摩郡日野宿の河野清助（一八七五年現在田一町六反、畑三町四反、宅地八畝、山林二町八反所有）は、日記の同月二十九日の条に「是に諸色高値に付世間騒乱夥し、東海道品川にて一夜にて五十三けん打こわし有と云々、米小うり一合七勺位い」（東京都日野市 河野正夫家蔵「日記」と記した。同宿では、六月七日、「諸色高値にて難澁にて組寄合ある。しちや七てんよりすくい米でる」（前掲「日記」という応急措置をとったが、その一週間後の十三日には、秩父郡飯能町で、周辺山

村民による打ちこわしが勃発し、騒動勢は次第に多摩川沿いに南下して八王子に迫った。この状況を「河野日記」の見聞に従って摘記する。

(六月) 十六日、八ツ半時大騒動有之、其故ハ諸色高直ニ付、難渋人集リ打コハシ有之、前十四日飯能扇町屋・所沢引又町所々ヲ打破リ今朝福生村十兵衛打コハシ、夫ヨリ拝嶋坂口一軒夫ヨリ中神邑久二郎ヲ打コハシ、夫ヨリ宮沢田村ヤト云酒蔵ヲ打コハシ、夫ヨリ玉川ヲ渡リ、既ニ八王子江罷通ル、前築地舟場等所ニハ日野農兵ニ鎗劔又ハ十五ヨリ六十迄男タル者ハ得モノヲ以テ早鐘ニテ集リ、皆築地川原江打寄、既ニ打コハシノ人数千人参リ川ヲ渡リ候所、川原ヨリ鉄砲打カケ、ヲヒチラシ、テッポウ切致、即死人十四人、手ヲヒ人数ヲ知ラズ、生ドリ四十一人計リ、実ニアハレヘキハ打コハシノ人ナリ、実ニ古今マレナルソフドフナリ

十六日、亦福生川サキ羽村ヘンサハガシキトテノヲ兵クリ出ス、玉川渡シツヒテ渡シ等ハ相人数ニテツメラル、兵良タキ出シイタシ、サハカシキコト夥シ

十七日、打コロシ人見分相スミ、引トリニ相ナル

十八日、亦二ノ宮滝ノヘンサハガシキチウシン有之、(注進)ノウヘヒクリ出ス。(農兵)農兵八王子江クリ出シ出向ニ行

十九日、愈々騒動シツマリ

廿二日、打コハシノ罪人四十一人江戸江送ラル

廿七日、打コハシノ人二十五人江戸江送ラル

いわゆる武州騒動がこれである。武州騒動の報は直ちに多摩川右岸村々にも伝わり、『資料編』10近世(7)六三、これを機に、橋樹・都筑郡諸村でも、自衛組織として農兵隊結成がすすめられた(『資料編』10近世(7)六三・六元)。

荻野山中陣屋の焼き打ちとお札降り

このころから、内陸部四郡にも維新の動乱が波及してくる。この地帯村々の支配層が、「公方様大坂に御他界」、「(大坂で)一ツ橋將軍様切らると云風聞」(大政奉還をめぐる誤聞)、「所々方々に荒高(ヤマ)なる神札(カ)ふること多し」⁽¹⁾(前掲河野家蔵「慶応三丙寅年日記控」)、「慶応三丁卯歳日記帳」などのニュースから予感した動乱の到来は、慶応三年(一八六七)十二月十五日愛甲郡下荻野村荻野山中藩陣屋の焼き打ち事件によって現実となった。

討幕の密勅をうけた薩摩藩は、江戸三田藩邸を拠点に関東地方の攪乱(かくらん)行動を始め、慶応三年十二月十四日、同藩邸を出た浪士一人は、先にのべたように、矢倉沢往還を通して翌十五日夕刻愛甲郡下荻野村にいたり、荻野山中藩陣屋を焼き打ちするとともに、近村の名主・大惣代らから合計三三〇両近くを徴収し、多摩郡小比企村を経て十七日八王子宿に入り、甲州街道を下って江戸に帰った。彼らを通った下荻野村から津久井郡根小屋村にいたる道は、後述するこの地帯の主要な商品流通路である。ここを人足・駄馬多数を徴発して通行し、さらに八王子からは「長持三棹、駄馬夥敷、人足六十人相雇、宿々継立を以御府内に」⁽²⁾(『資料編』10近世(7)奎(七)帰っていった。また、このとき別の浪士九人は、甲州街道を上り、十五日八王子宿に泊ったが、ここで、日野・駒木野の農兵隊に踏み込まれ打ち取られた。前述「河野日記」によれば、

(十二月)十四日、江戸ヨリ浪人来ル云風聞アル

十五日、昼八ツ時浪人九人道行、八王子伊セヤ孝右衛門江浪人止宿致シ、夜中二日野宿農兵内六人踏込、右浪人ヲ六人切トル。此内二人死、
 屬ヤ市三郎・出市兼助両人死、宿中大騒キナリ

この直後前述浪人隊がまた八王子へ入り込んできたのである。

一七日、又浪人者四十人下り江道行ク、宿中又大サハギ、右浪人相州荻野山中陣屋ヲ焼ホロボス

脇往還のみならず甲州街道までも、こうした浪人隊が堂々と通行するところに、すでに無力化した幕府の地方支配の実態が示されている。甲州街道筋では、日野宿などの農兵隊が「秩序」を保っていたが、それもしばらくの間にすぎなかった。

新政府支 翌慶応四年（一八六八）三月十一日、甲州勝沼で幕軍を破った官軍は、八王子宿に入り、一帯は新政府の支配配の樹立に組み込まれた。

この間の経過について、前掲「河野日記」の関係部分を掲げると次のとおりである。

（二月）七日、江戸ヨリ歩兵ノ浪人凡四百人程登ル、所々ニ而乱ボフス、金子押カリス、九ツ時上リ早駕籠通ル。同七ツ半トキ上リ、騒カシキ事夥シ（以下九日、十二日、十三日と頻繁な早駕籠通過の記事が続く）

十四日、先七日浪等歩兵登リノ族、江戸ヨリ奉行登、引返に相成ル、夕方通り下ル、府中泊リ

十八日、又残党歩兵百四十人下リ日野江泊ル、宝泉寺江右ノ内六十二人泊ル

（三月）二日、大久保剛様甲州御城国ニ通ル、馬上二人、一人剛サマ近藤勇、一人同門人石田歳蔵

三日、右ノ人ヲ日野農兵廿二人甲府迄送ル

六日、石田出生、土方年蔵早打ニテ下ル、日野農兵廿二人甲府行事不叶、郡内猿橋手前ニ扣居ル、駒カヒ宿□□又跡江八日引返シ荷物番ス、大久保剛様兵ヨリ四り先ニ居陣

七日、早打登リ下リ不数知、混雑スル事夥シ、信州高島様江戸ヲ立、郡内迄登リ、行事不出来又江戸江返ル

九日、去ル六日昼八ツ時ヨリ夕方迄甲州勝沼宿ニテ合戦有、江戸方敗北ス、農兵夕方返ル、早打登リ下リ不数知、騒敷事ヲヒタタシ。鎮撫

隊夜中逃去ル、諸家ニテ物ヲカタ付ル、鎮撫隊日野農兵チウテキノ名ヲ請ル

十一日、上方ヨリ勅使トシテ訪敷様御家来八ツトキ当所江乗込ニナル、八王子宿ニ数百人逗留ス、宿中農兵改有之、皆々心配ス、農兵九人呼寄ラル、皆々ニゲチル、夜中ニ下名主宅江スハノ家来踏込、アハノス忠左衛門・平山惣二郎・日野久兵衛シバラル

十二日、早打登り下り数不分、宿中騒乱ス、心ハヒ無際リ^(配)

十三日、土佐家来小嶋捨蔵殿三十人昼飯休ミ、先テ土佐ト因州ト同勢凡二千ノ通、皆鉄砲持通ル、大砲数十挺、荷物ハ勝手道具迄持行、宿中惣人足ノ惣介郷ナリ、夜スハサマ人足二十六人宝泉寺江泊ル、賄人数十人

(十三日追記) 土・因ノ中央江人数凡五十人計リ皆鉄砲ヲ持、勅使様錦ノ幟二流ヒルカヘシ偷口御通リアル、其年廿歳位

前十一日ノシハラレ人御チヒニテ十二日ノ夜下ケニナル、日ノ万兵衛殿千人隊ニメンデテ下ル

二十九日、京都ヨリ柳原侍従殿様為勅使先触ニ而道筋普請、往来端ノ木悉皆切、原道ハタノ桑不残切ル、横道江ハ竹矢来ヲ結、不浄ナル場所ハ青葉ニ而抱立、寔ニ古今稀代ノ道フシンナリ

三十日、柳原侍従様御馬ニテ御通リアル、御ケヒエヒトシテ遠州浜松城主高六万石井上河内守様同勢七百人ニテ通り、宿中相賄、府中江泊リ

(四月) 十一日、江戸御城鑑軍勢乗取入替ル、一ツ橋様水戸江引渡シナル

朝敵となつた農兵らの逮捕・放免、飯能戦争での官軍勝利(五月二十三日)(前掲「河野日記」、五月二十三日、「朝明方扇町ヤノ黒須川

原ニテ官軍ダツント合戦有夫ヨリ飯能に打寄大合セン^(戦)ハンノフ大ニ焼失ス。大砲・小砲ノ音雷ノ如クニ聞ユル^(戦)を^(戦)経て、新政府支配は固ま

り、多摩郡日野宿では、九月二日、宿の上下に「御料知事江川太郎左衛門支配所」と記した棒杭が建てられ、さらに、明治

と改元された十月二十五日、「是より東韭山県支配」なる棒杭に改められた(さらに明治四年十一月神奈川県へ編入、前掲「河野日記」)。同じころ、浪人隊の襲撃をうけた荻野山中藩下荻野村でも、七月八日高札が、「五榜」の高札に掛け替えられ、村民一般

に朝廷支配下に入ったことが周知せしめられた。

なお、これは五榜の制札が発表された三月十四日より、約四か月遅れている。なお、この村でも、当初、定三札のうちの第一三札は「きりしたん邪宗門の儀堅く御制禁たり、若不審なるものこれ有らは其筋の役所へ申出へし、御ほうひ下さるへく事」

であったが、後に「一切支丹宗門之儀ハ是迄御制禁の通、固く相守るべき事、一 邪宗門の儀は固く禁止の事」に訂正された(「御高札写」厚木市 難波武治家文書)。

同藩はそのまま存続するが、九月四日同藩の駿河・伊豆国領の上知が命じられ、同月二十三日代知を愛甲郡の内与えられた。ところが新たに同藩領に指定された村々は、領主が「御非道の御扱これ有る哉にて夫々奔走箱訴等」して反対し、二年十月に入ってからようやく新領引き渡しとなった⁽⁴⁾。これらの村々は二年六月旧領主大久保教義がそのまま藩知事となり、四年七月、荻野山中県、同年十一月にいたって足柄県に合併された。

多摩郡拜嶋村・田中村・下柚木村、愛甲郡田代村・八菅村・栗原村は、村全部ではないが、三千石旗本太田運八郎の知行地に属している。太田は慶応二年八月幕府第二次長州戦争の中の銃隊改役となり、大坂まで出兵したが、翌三年七月幕府、改役も免ぜられ、維新に際しては早く、慶応四年三月には朝廷方に帰順し、明治元年十一月、本領を安堵された。しかし、そのときの行政官からの「被仰渡書」は「万石以下知行所の議、最寄の府県支配たるべし」とあって武州三か村は韭山県、柳川三か村は神奈川県、川島の支配下に入った。ただし、元年の年貢収納は「是迄の領主取納申事すべき」とされた(「慶応二寅年八月吉日 諸書上物帳」愛川町 大矢ゑひ家文書)。このような形で、内陸四郡においても新政府の支配が樹立されてゆくが、明治二年の時点では、なおその体制は整っていない。

明治二年の新政

府支配の実態

愛甲郡田代村は、明治二年(一八六九)、近年まれな違作のため、同年年貢の検見引方を地頭に上願したが、**府支配の実態** 検見は神奈川県が実施することになっているとして受け付けられなかった。しかし、「神奈川県も朝臣の分未御規則と御取極に相成らざる」有様で、県の体制が整うのを待つうちに九月になり、このままでは刈取時期におくれ、田方麦作の仕付けも出来なくなるとして、地頭から、当年年貢米のうち三五石を借用している(明治二年九月「奉差上御請書之事」

前掲大矢家「諸書上物帳」より。この神奈川県明治元年分の年貢徴収については、明治二年二月、同県管下の一名主の、多摩郡布田宿の名主原惣兵衛あて書状（東京都八王子市野口正久氏蔵 原豊穰文書）は次のように述べている。

(一) 金川県十里部内、当二月昨辰年分収納御出役は調済、納方ハ村々同所へ出頭と存居候処、去月廿一、二日俄ニ森田様老人出役御取立ニ相成、如何ニモ大急之事ニ而、最寄村々殊之外困り候風説、拙村上下ハ去冬中大凡取立置候故、此度ハ至而都合宜敷御座候、其上正金納之心得ニ候処、兼而御約言之通、正金金札取交、上納勝手次第之旨被申渡候ニ付、二ヶ村之儀即刻金川江飛脚差立、金札引替上納、相場百兩ニ付百廿兩、買入候。相場ハ百兩ニ付六拾七、八、九兩、惣納高差引候得ハ多分渡金出来、不計天幸ニ付、家別今日之暮方ニ応シ高下ヲ付、先々割渡候心得ニ御座候、昨年不作引方之一助ニモ致積ニ御座候、但村々之内不日ニ而金札納候トモ俄之事ニ付不□之処、幸寄場へ金札売人参り居、此モノヨリ取引、百兩ニ付九拾五、六兩ハ九十八兩迄追々引替、弊村杯トハ格外之相違、中ニハ正金而已納候モ間々有之、村役人不働之様ニ候ヘバ、村方之モノモ動揺可致カニ奉存候、木曾村ハ八王子駒木野辺、取立出役ハ一切金札不受取、正金而已村々納ニ相成申候、是ハ内実如何敷相覚候、当辺出役ハ極正義之人ニ御座候……右火急租税出役御取立ハ、内実御再幸御入用金之内ニ相成候由、森田氏内密被申聞候、上ニモ御金ハ以之外御不足哉ニ相見候、通用金此度ハ多分円キ形ニ御吹替ト申事ニ候（下略）

すなわち、神奈川県では、明治元年分の貢租を、二年一月二十一、二日に、官員が村々に出張して急抛徴収をしたが、それは天皇の再度東幸（東京奠都）の費用にあてるためといわれ、新政府財政の窮迫は、県管下の名主層に感知されている。政府は、元年十二月二十四日の会計官達で、「諸上納物金納の分」を、太政官札（金札）で、正金一〇〇兩に付札一二〇兩の公定相場での上納を認めた。神奈川県での右の措置も、この達にもとづく。しかし、出張官員によっては、金札での上納を認めない者があり、また、多くの村では、金札が不足し、「金札売人」から公定相場は金札一〇〇兩が正金八三兩余であるのに正金九五―九八兩の相場で購入している。しかし、書状の名主は、機敏に横浜表で、金札一〇〇兩に付正金六七―九兩で金札を買い上納し、多額の利得を得て、これを、元年の不作に苦しむ村民に割りもどしたいとしている。当時、横浜では、「外国人方にて更

に金札を受不申」(明治二年六月「上」〔甲州街道中仙道筋金札流通状況探索書〕大隈文書第四卷九ページ)、金札相場は最も安かった。いずれにせよ、こうした内陸四郡での、貢租収取の不統一、非組織性に加えて、太政官札流通の停滞は、新政府の地方支配がまだきわめて不徹底であったことを示している。

明治二年五、六月の金札流通状況「探索書」によれば、たとえば高座郡国分村では、地頭から金札通用の触れがなく「通用悪敷」、高座郡大塚村・愛甲郡厚木宿などでは、神奈川県および地頭から達しがなされているが、金札がまだ出回っていない、などの景況が報告されている。さらに加えて、さきに都筑郡でみた治安の乱れは、ここでも存在し、明治二年五月の「探索書」は、高座郡一之関村辺の見聞として、同村名主小林源内方で放火があったこと、「当節近辺盗賊多く至て不穩旨口々申居候事」を報じている。この地帯に近接する多摩郡原町田周辺についても、同様の盗難事件が頻発している。(『町田市史』下巻、五ページ以下)。

このような情勢下にある、幕末・維新时期における内陸部四郡の農業と農民の姿を次に明らかにする。

注

- (1) 慶応二年(一八六六)八月二十七日(但し家茂は七月二十一日死去)。同三年十月二十二日。同年十二月四日。
- (2) 『維新史料綱要』(巻七、四四四ページ)は、十二月十五日の項に「和歌山藩士ト称スル徒数十人、荻野山中藩ノ陣屋ヲ襲ヒ、発砲掠奪ス。尋テ、厚木^{相模国}愛甲郡^{ニ至ル}。旧幕府神奈川奉行水野良之若狭守兵ヲ派シテ之ヲ鎮緝セシム」とあるのは事実とかなり異なる。
- (3) 文久三年(一八六三)葦山代官江川太郎左衛門の支配地に農兵隊が編成された。維新时期の日野農兵隊その他については『町田市史』下巻九ページ以下参照。
- (4) なお、下荻野・中荻野村など旧領村々は、この反対運動に対し、「御慈悲深キ御領主様未御領民とも不相成何ヲ以而」非道というかと反撥している(明治二年十月九日、山中民政役所あて「御伺書」厚木市下荻野 難波家文書)。

表1-14 明治4年多摩郡南部(多摩川右岸)5か村の農産物構成

品目	三輪村	能ヶ谷村	真光寺村	大蔵村	広袴村
米 貢納	76石6	94石4	49石5	131石5	31石9
自用費消	270石	132石	58石	249石	47石
他所移出	0石	108石 (32.2%)	50石(31.7%)	159石(29.4%)	37石(31.9%)
大麦・小麦 自用	537石	180石	95石	350石	90石
雑穀(粟・稗) 自用	132石	85石	56石	117石	55石
大豆 自用費消	30石	30石	10石	10石	—
他所移出	30石	—	—	—	—
小豆 自用費消	—	—	1石5	—	—
他所移出	25貫	25貫	13貫	42貫	5貫
生糸 //	3貫700	4貫500	2貫300	6貫300	1貫
甘柿 東京移出	15駄	50駄	15駄	15駄	5駄
濁酒 近村移出	18石6	—	1石8	—	—
酒 他所移出	42石5	—	—	—	—
炭 他所移出	500俵	1,000俵	1,500俵	—	100俵
1人当たり繭産額	50目7	103目7	122目6	92目1	58目1
1人当たり生糸産額	7銭5(29.2)	18銭7(73.0)	21銭7(84.7)	13銭8(53.9)	11銭6(45.3)

- 注 1 明治5年4月「物産表」(梶景三家文書)より作成。
 2 他に醬油製造が三輪村に製造家1戸があるが「当人病災ニ相成未タ相始不申候」。また絞油は、真光寺村に1戸あるが「菜種広底ニ付相休申候」。
 3 炭は1俵2貫目。

二 農 村

多摩郡三輪村外 四か村の農業

多摩郡三輪・能ヶ谷・真光寺・大蔵・広袴の各村は、多摩川右岸の

都筑郡に接する丘陵地帯で、前述都筑郡岡上村・片平村とはほぼ同様の農産物構成を示している(表一・一四)。米は三輪村の外は、産額の約三〇%が販売されるが、これは前述岡上村同様、一人一日一合五勺を消費するとした上での推計値である。また繭は生産額で、そのほとんどが生糸に製造されて販売される。「物産表」に、「繭何程此生糸何程」とあるのがこれを裏付けている。甘柿・炭なども販売されるが、これら諸村での主たる現金収入源は米と生糸である。都筑郡片平村の事例から推せば、旧来からの村落上層農家では米の販売を、中層以下農家では生糸の販売を主としていると思われ(1)。

五二一・七目、一八七六年の多摩郡平均価格で換算すると二九一八五銭となる。一農家七人家族とすれば、大よそ二一六円ほどの収入で、米五斗一石四斗を販売して得る収入にあたる。養蚕・製糸を営まない農家をも含む平均値とはいえ少額であり、自家で収繭し、それを農閑期に製糸するという生産形態にふさわしい。

高座郡相原村外
七か村の農業

高座郡諸村では様相が異なる。高座郡は、中央に水利の便のない広大な相模原台地が展開し、古くからの村落は、高座川(境川)および相模川の河岸段丘下に開田し、両川に沿って所在している(表一・一五の田名

表1-15 高座郡相原村外7か村農産物価額構成(1874—1879年)

品目	相原村(1876)	橋本村(1876)	小山村(1876)	清兵衛 新田(1876)	田名村(1878)	下溝村(1894)	磯部村(1878)	新戸村(1879)
米(水稻)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,729	円 1,672	円 4,396	円 6,035
	% 28.1	% 33.2	% 26.1	% 39.4	% 2.9	% 11.8	% 30.4	% 59.7
普通(稲作物 内は陸米)	(160)	(96)	(254)	(6)	40,863	8,093	4,904	4,065
	(1.8)	(3.1)	(2.8)	(0.7)	(9.4)	(4.32)	(3.16)	(0)
生糸	4,666	1,900	5,000	454	17,180	2,625	2,250	—
	53.2	61.1	55.2	49.4	28.7	18.5	2,423	—
織物	1,637	175	602	100	—	—	—	—
	18.7	5.6	6.6	10.9	—	—	—	—
製茶・清酒・醤油	—	—	1,091	2	175	1,838	464	—
	—	—	12.1	0.3	0.3	12.9	3.2	—
計	8,765	3,108	6,060	919	59,948	14,229	14,437	100
別(反)	109	251	157	327	121	167	146	206
生産額(円)	44.72	32.72	42.14	17.34	100.42	52.31	67.46	69.66
生糸生産額(円)	23.81	20.00	23.26	8.57	28.78	29.75	11.32	(4.71)
							(織を含む の21.84)	

注 1 山口徹「幕末期における養蚕・製糸業の展開と質地金融」(『神奈川県史研究』22)第4、5表による。なお若干の誤植を改め、円以下切捨て、%は小数2位を4捨5入した。ただし磯部村は相模原市立図書館古文書室蔵『明治11年農産表』より作成。
2 磯部村の場合のみ、織産額が掲記され、その1部が生糸に製せられたと考えられる。なお田名村も、織産額を掲げるが、織1貫を生糸200目としてすべて生糸産額に換算している。

・下溝・磯部・新戸の諸村)。そして、台地上には、漸次水田の全くない村々が形成されてきた(表の相原・橋本・小山・清兵衛新田の諸村)。しかし、台地上にはなお広大な未開地が存在し、明治以降県あるいは、選禄士族らによってしばしば入植開墾が企てられた。

水田をもつ村でも、耕作中水田の割合は低く、新戸村一九割余を最高に磯部村が一四割余とこれに次ぎ、下溝・田名村はそれぞれ五割、四割にすぎない。したがって、米の商品化は、新戸村で二〇割が移出(『明治五年新戸村物産調査』『相模原市史』第六卷五七九ページ)されているほかは皆無に近い。これを間接的に示すのが、岡穂(陸稲)の栽培である。水田をもちながら、新戸村を除く三か村では農産物価額構成の上で、水田の全くない村々と同じまたはそれ以上の割合の陸稲を作っている。「住民常食」は「米或は麦粟これに亜く」(明治十二年「磯部村戸数住民調査」前掲『市史』五八五ページ)状況であったが、その主食の米は、畑作の一部に陸稲を作付けることによって自給し得たのであろう。水田を全くもたない村々では、この陸稲が、唯一の収穫米として主食の貴重な一部をなしていた。こうした純畑作村の、主要な現金収入源は、養蚕・製糸・織物であった。表では、磯部村を除き、産繭はすべて村内で生糸に加工されるとして、繭産額は計上していない⁽²⁾。また、繭・糸産額が掲げられていない新戸村でも、「明治五年物産調査」には、明治四年分として、繭二〇四貫目、内繭二〇貫目、生糸一七貫目と記されている。産繭二〇四貫のうち八四貫は加工され生糸とし、また残り一二〇貫は繭のまま販売されるという意であろう。仮りに一八七九(明治十二)年もこれと同じ産額とすれば、価額にして糸・繭計六八二円(磯部村での単価で換算)、一戸当たり四円七一銭弱となる。以上を考慮すれば、米の一部が商品化される新戸村を除き、農産物価額構成のなかで、生糸の占める割合はきわめて高い。とくに水田を全くもたない諸村では、全体の半ばを超え、安政三年(一八五六)開発に成功し、初めて検地をうけた新開の清兵衛新田を除き、一戸当たり生糸生産額も二〇円を超えている。水田のない四か村では、これに加えて、織物が生産されて



市場開設50年祭の上溝市（1919年）

相模原市立図書館古文書室蔵

いる。四か村合計で絹織物一八五〇円、木綿織物六六五円で、絹織物が総額の七三・六割を占める。しかし、村によってその割合は異なり、小山村では木綿織物が全体の七五割、清兵衛新田ではすべて木綿織物である。「物産表」には綿産額の記載はないが、綿はすべて織物の原料とするため、繭の場合同様に記載を省いたのであろう。木綿織物の多くは、自家用衣料の生産を目的としていると思われる。これに反し、相原・橋本村では、販売を目的とした絹織物生産が主体を占め、それはとくに相原村に集中している。八王子の周辺織物地帯の一部をなしているのである。やや後年になるが、「明治十二年相原村皇国地誌」は、物産として、繭・生糸・織物・製茶をあげ、「但武州八王子駅、本郡上溝村へ輸贈す」（前掲『相模原市史』第六卷二六ページ）と記している。右に記された上溝村は、「横浜・東海道・八王子・厚木等へ来往するもの概ね本村を経過し、四方の便地に位するを以て、過客常に絶えず、商家櫛比一小街をなせり、明治三年庚午各月六回三七市を立たり、相模原の各村及び愛甲・津久井郡等に産する生糸を売買す、開市の始明治三年金額八百

円、同九年金高拾五万円、同十一年金額貳拾万円に至る⁽³⁾という、維新时期に新たに形成され、急速に繁栄をとげた市場であった。以上からうかがえるように、この地帯の畑作村に在来から存在していた自給的な木綿織は、幕末・維新时期の養蚕・製糸の発展とともに急速に絹織物生産に切り換えられつつあった。そして、これにもなつて明治三年上溝に市場が開かれ、あわせて農民の衣料としての古着・小切等の商いもここで行われた〔上溝村皇国地誌〕『相模原市史』第六卷 四五〇ページ〕。

こうして、相模原台地の水田をもたない村々では、維新时期に自給的な農業形態は大きく変容をとげつつあった。ただ、清兵衛新田のように、とくに生産条件の悪い貧村⁽⁴⁾では、この転換が遅れ、比較的条件の良い相原村⁽⁵⁾では、養蚕・製糸のみならず、絹織物生産の発展もみられた。このような相模原台地諸村の農業発展にもなつて、市場も開設されたのであった。一般に、ここでの農業経営は、養蚕・製糸、部分的には絹織物という商品生産部門を主軸とするようになった。畑作村では、村で最大の土地所有者である最上層農家もまた、養蚕製糸に力を入れている。相原村小川家（田嶋悟「養蚕畑作地帯における地主経営」『神奈川県史研究』二〇所収）は、村で最大の土地所有者（一八七八年現在で小作地一三町以上、手作地約三町六反）で、手作りのための季節雇いを含む奉公人六人（男性）と糸挽き女性数人を雇い、村内で最大の養蚕経営を行っている。その収繭量は、村全体（総戸数一九六戸）の約四・八割、製糸量では約七・四割（明治五年の推計値）に達する。同家が手作経営を重視していることは、手作地には良質の土地をあてて下畑・下々畑を小作地としている点からもうかがえる。しかし、この小川家はじめ、一般の農家は、「農業を専とす、養蚕を務む、女は農閑紡織す」〔明治十二年相原村皇国地誌〕『相模原市史』第六卷二六ページ〕とあるように、養蚕・製糸・機械をあわせて営んでおり、これから分離した製糸場・織物場の存在はまだみられない。製糸・機械は農家経営の中心になってはいるが、いまだ農閑余業の域を出ていないのである。そして、しばしば当時の「皇国地誌」等では、製出した生糸の質の劣悪さが指摘されている。ここに、当時の商品生産発展の限界があった。